

定款変更の案

変更前	変更後
<p>一般財団法人 民都大阪休眠預金等活用団体 定款案</p>	<p>公益財団法人 日本休眠預金等活用団体 定款案</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(名称)</p>	<p>(名称)</p>
<p>第1条 この法人は、一般財団法人 民都大阪休眠預金等活用団体と称する。</p>	<p>第1条 この法人は、公益財団法人 日本休眠預金等活用団体と称する。</p>
<p>(事務所)</p>	<p>(事務所)</p>
<p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。</p> <p>2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>	<p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。</p> <p>2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第3条 この法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一十号。以下「活用法」という。)第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの(以下「民間公益活動」という。)に活用されることを目的とし、もって日本の公益に資することを目的とする。</p>	<p>第3条 この法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一十号。以下「活用法」という。)第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの(以下「民間公益活動」という。)に活用されることを目的とし、もって日本の公益に資することを目的とする。</p>
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>

<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、活用法第20条に規定される指定活用団体(以下「指定活用団体」という。)への指定を申請し、指定を目指す事業を行う。</p> <p>2 内閣総理大臣から指定活用団体として指定された後においては、同法第21条に掲げる業務を実施するための以下の事業を行う。</p> <p>(1) 助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行う事業。</p> <p>(2) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行う事業。</p> <p>(3) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行う事業。</p> <p>(4) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行う事業。</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務に附帯する事業</p> <p>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 前項の事業は、本邦及び海外において行う。</p> <p>(事業年度)</p>	<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、活用法第20条に規定される指定活用団体(以下「指定活用団体」という。)への指定を申請し、指定を目指す事業を行う。</p> <p>2 内閣総理大臣から指定活用団体として指定された後においては、同法第21条に掲げる業務を実施するための以下の事業を行う。</p> <p>(1) 助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行う事業。</p> <p>(2) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行う事業。</p> <p>(3) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行う事業。</p> <p>(4) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行う事業。</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務に附帯する事業</p> <p>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 前項の事業は、本邦及び海外において行う。</p> <p>(事業年度)</p>
<p>第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第2章 資産及び会計</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第6条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。</p> <p>(1) 寄附金</p> <p>(2) 活用法第21条第3号で受け入れた休眠預金等交付金</p> <p>(3) 財産から生ずる収入</p>	<p>第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第2章 資産及び会計</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第6条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。</p> <p>(1) 寄附金</p> <p>(2) 活用法第21条第3号で受け入れた休眠預金等交付金</p> <p>(3) 財産から生ずる収入</p>

<p>(4) その他の収入 (財産の種類)</p> <p>第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産、その他の財産の3種類とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。</p> <p>3 特定資産は休眠預金等交付金として交付された資金のほか理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産とする。</p> <p>4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第8条 この法人の財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その方法は理事会の決議により別に定める。</p> <p>2 休眠預金等交付金の預金は、活用法第29条第2項第2号の規定に基づき、指定される金融機関とする。</p> <p>(基本財産の適正な維持管理及び処分の制限)</p> <p>第9条 この法人は基本財産の適正な維持及び管理に努めなければならない。</p> <p>2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会及び評議員会において3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載</p>	<p>(4) その他の収入 (財産の種類)</p> <p>第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産、その他の財産の3種類とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。</p> <p>3 特定資産は休眠預金等交付金として交付された資金のほか理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産とする。</p> <p>4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第8条 この法人の財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その方法は理事会の決議により別に定める。</p> <p>2 休眠預金等交付金の預金は、活用法第29条第2項第2号の規定に基づき、指定される金融機関とする。</p> <p>(基本財産の適正な維持管理及び処分の制限)</p> <p>第9条 この法人は基本財産の適正な維持及び管理に努めなければならない。</p> <p>2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会及び評議員会において3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載</p>
--	--

<p>した書類(以下「事業計画書及び資金収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の1ヶ月前までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書(作成する場合に限る。) (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (7) 財産目録 (8) 収支計算書 <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第8号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>した書類(以下「事業計画書及び資金収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の1ヶ月前までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、会計監査人の監査、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書(作成する場合に限る。) (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (7) 財産目録 (8) 資金収支ベースの収支決算書 <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第8号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(借入金)</p>
--	---

<p>(借入金)</p> <p>第 12 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 13 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第 46 条第 1 項第 8 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 3 章 評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>第 14 条 この法人に評議員 3 名以上 25 名以内を置く。</p> <p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。</p> <p>2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p>	<p>第 12 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 13 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第 46 条第 1 項第 8 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 3 章 評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>第 14 条 この法人に評議員 3 名以上 25 名以内を置く。</p> <p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。</p> <p>2 評議員会に提出する評議員候補者は、各評議員、理事会が推薦することができる。</p> <p>3 評議員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p> <p>4 理事会が評議員を推薦するに当たり、理事会が別に定める細則に基づき以下の各号の一の団体から推奨する者各々 1 名を限度に推薦を依頼することができる。</p> <p>(1) 休眠預金活用推進議員連盟</p> <p>(2) 細則に定める経済団体</p> <p>(3) 細則に定める金融機関を構成者とする</p>
--	--

<p>3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者との法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p>	<p>団体</p> <p>(4) 細則に定める労働組合を構成者とする団体</p> <p>(5) 細則に定めるメディアを構成者とする団体</p> <p>5 前項において推奨された者に対して理事会は評議員候補者とするについて斟酌しなければならない。</p> <p>6 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。</p> <p>7 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者との法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>8 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。</p> <p>(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。</p> <p>イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族</p> <p>ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 当該評議員の使用人</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者</p>
--	--

	<p>ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者</p> <p>(2) 他の同一団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。</p> <p>イ 理事</p> <p>ロ 使用人</p> <p>ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者</p> <p>ニ 次に掲げる団体においてその職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)</p> <p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人</p> <p>④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人</p> <p>⑥ 特殊法人(特例の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は、認可法人(特別の法律により設立され、かつその設立に関し、行政官庁の認可を要する法人をいう。)</p> <p>(3) 評議員には、この法人の監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。</p> <p>(評議員の任期)</p>
--	--

	<p>第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>
<p>(評議員の任期)</p> <p>第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>(評議員の報酬等)</p> <p>第 17 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員に対して、各年度の総額が 500 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p> <p>2 評議員に対して、各年度の総額が 300 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める退職慰労金を積み立て、支給することができる。</p> <p>3 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p>
<p>(評議員の報酬等)</p> <p>第 17 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員に対して、各年度の総額が 500 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p>	<p>第 4 章 評議員会</p> <p>(構成)</p> <p>第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。</p>

<p>2 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める退職慰労金を積み立て、支給することができる。</p> <p>3 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p>	<p>(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 公益目的取得財産残額の贈与</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>
<p>第4章 評議員会</p> <p>(構成)</p> <p>第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。</p>	<p>(開催)</p> <p>第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</p>
<p>(権限)</p> <p>第19条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 公益目的取得財産残額の贈与</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p>(招集)</p> <p>第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p>
<p>(開催)</p> <p>第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</p>	<p>(招集の通知)</p> <p>第22条 評議員会を招集するときは、開催日の前日までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって招集の通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。</p>

<p>(招集)</p> <p>第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 22 条 評議員会を招集するときは、開催日の前日までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって招集の通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 理事及び監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) 残余財産の処分</p> <p>(4) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p>	<p>(決議)</p> <p>第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 理事及び監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) 残余財産の処分</p> <p>(4) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下、「一般社団・財団法人法」という。)第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 25 条 評議員会の議事については、法令</p>
---	---

<p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下、「一般社団・財団法人法」という。)第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p>	<p>で定めるところにより、議事録を作成する。 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。</p>
<p>(報告の省略)</p> <p>第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>	<p>第5章 役員及び会計監査人</p> <p>(役員及び会計監査人の設置及び定数)</p> <p>第26条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上15名以内 (2) 監事 1名以上4名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とする。 4 この法人に会計監査人を置く。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。</p>	<p>(役員並びに会計監査人の選任)</p> <p>第27条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 常勤の監事は、監事会の決議によって監事の中から選定する。</p>
<p>第5章 役員</p> <p>(役員 の設置及び定数)</p> <p>第26条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上15名以内 (2) 監事 1名以上4名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とする。</p>	<p>4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。</p>
<p>(役員 の選任)</p> <p>第27条 理事及び監事は、評議員会の決議</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p>

によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 常勤の監事は、監事会の決議によって監事の中から選定する。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。

4 監事は前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を文書をもって請求することができる。ただし、その請求が第2条第1項に規定する事務所に到達した日から5日以内に、その請求が到達した日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第30条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書、並びにキャッシュ・フロー計算書(作成する場合に限る。)、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録を監査、また収支計算書を調査し、会計監査報告を作成する。